

## 八王子市告示第 83 号

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 1 に規定する市長が定める区域及び同表備考 2 に規定する市長が定める時間を平成 24 年 4 月 1 日に定めたので、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 24 年 4 月 2 日

八王子市長

石森 孝志

区域の区分		時間の区分	
種別	該当地域		
第 1 種 区域	平成 24 年八王子市告示第 80 号により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域（第 2 種区域に該当する区域を除く。）	昼間	午前 8 時から 午後 7 時まで
		夜間	午後 7 時から 翌日午前 8 時まで
第 2 種 区域	指定地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先	昼間	午前 8 時から 午後 8 時まで
		夜間	午後 8 時から 翌日午前 8 時まで

(問い合わせ先)  
環境部環境保全課  
電話 042-620-7255 (直通)